
平成 30 年度 第 6 回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 平成 31 年 2 月 12 日 (火) 10:50～11:20

場 所 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 大規模事業評価実施要領の一部改正について

(2) 検討課題に係る報告等について

(3) 平成 31 (2019) 年度の大規模事業評価専門委員会の開催予定について

(4) その他

4 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
秋山 信愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
加藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 教授	都市計画 建築計画	(欠席)
河野 達仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計画	(欠席)
越谷 信	岩手大学理工学部 教授	地質学	副専門委員長
島田 直明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	(欠席)
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	

(敬称略)

平成 30 年度第 6 回大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価実施要領の一部改正について

- 資料 No. 2 大規模事業評価専門委員会から示された検討課題への対応案
について

- 資料 No. 3 平成 31（2019）年度大規模事業評価専門委員会の開催スケジュール
について

大規模事業評価実施要領の一部改正について

1 公共事業評価対象事業の整理について（農業農村整備事業）

農林水産省の事業制度の統合等により、対象事業を整理するもの。

- ・ほ場整備事業を、経営体育成基盤整備事業に統合
- ・土地改良総合整備事業（担い手育成型）を、土地改良総合整備事業に名称変更

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

2 地域修正係数の更新等について（道路事業）

平成 30 年 2 月の国土交通省の費用便益分析マニュアル改訂に併せて、県が設定している地域修正係数を更新するもの（算出・確認の結果、平成 31 年 1 月に地域修正係数が確定したものの）。

（更新前）：県央=1.353、県南=1.498、沿岸=1.615、県北=1.624

（更新後）：県央=1.407、県南=1.609、沿岸=1.635、県北=1.736

【対象事業（県土整備部所管事業）】

- ・地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型、地域密着型）

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

大規模事業評価実施要領の一部改正新旧対照表

改正前					改正後					
別記1 関係					別記1 関係					
大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点					大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点					
農林水産部(農政)					農林水産部(農政)					
対象事業	・ <u>ほ場整備事業(区画整理型)</u> 、・経営体育成基盤整備事業				対象事業	・ <u>(削除)</u> 、・経営体育成基盤整備事業				
評価項目	評価指標	区分	配点	備考	評価項目	評価指標	区分	配点	備考	
必要性 (25点)	(1)水田の生産性(市町村) (15点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)	15 11.25 7.5 3.75	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上	(1)水田の生産性(市町村) (15点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)		15 11.25 7.5 3.75	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上	
	(2)地区担い手の農地集積目標 (10点)	・65%以上 ・65%未満～55%以上 ・55%未満～45%以上 ・45%未満～35%以上 ・35%未満	10 8 6 4 2			(2)地区担い手の農地集積目標 (10点)	・65%以上 ・65%未満～55%以上 ・55%未満～45%以上 ・45%未満～35%以上 ・35%未満		10 8 6 4 2	
重要性 (15点)	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営基盤強化促進法と整合が図られている(育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を農業計画に位置付けている、⑤事業管理計画に記載されている	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし		5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営基盤強化促進法と整合が図られている(育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を農業計画に位置付けている、⑤事業管理計画に記載されている	
	(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満	10 8 6 4 2			(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満		10 8 6 4 2	
緊急性 (20点)	(1)他事業との関連 (10点)	・進度調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備・施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし	10 6.66 3.33 0	・進度調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備・施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし	(1)他事業との関連 (10点)	・進度調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備・施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし		10 6.66 3.33 0	・進度調整が必要な事業(河川工事、道路工事)あり ・目的を一つとする関連事業(他事業との兼ね合いで早期の効果発現が求められるもの:農業関係の基盤整備・施設整備事業等)あり ・事後に実施される他の事業等で取得する用地(道路、公園、農業施設用地等)の創設あり ・該当なし	
	(2)営農上の緊急性 (10点)	・7項目以上該当 ・5～6項目該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし	10 7.5 5 2.5 0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く深水管理が出来ない、③排水機能の不備により湿田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり、⑥用水確保が不安定、⑦施設の維持管理費が増加傾向、⑧耕作放棄地が増加傾向、⑨その他の支障		(2)営農上の緊急性 (10点)	・7項目以上該当 ・5～6項目該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし		10 7.5 5 2.5 0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く深水管理が出来ない、③排水機能の不備により湿田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり、⑥用水確保が不安定、⑦施設の維持管理費が増加傾向、⑧耕作放棄地が増加傾向、⑨その他の支障
効率性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満	10 7.5 5 2.5 0		(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満		10 7.5 5 2.5 0		
	(2)10aあたり事業費 (10点)	・1,600千円未満 ・1,600千円以上～1,800千円未満 ・1,800千円以上～2,000千円未満 ・2,000千円以上～2,200千円未満 ・2,200千円以上	10 8 6 4 2			(2)10aあたり事業費 (10点)	・1,600千円未満 ・1,600千円以上～1,800千円未満 ・1,800千円以上～2,000千円未満 ・2,000千円以上～2,200千円未満 ・2,200千円以上		10 8 6 4 2	
熱度 (20点)	(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満	10 7.5 5 2.5 0		(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満		10 7.5 5 2.5 0		
	(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照		(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る		5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
	(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照		(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る		5 3.75 2.5 1.25 0	別紙「農業農村整備事業に係る評価指標の具体的な評価区分」参照
計(100点)					計(100点)					

備考 ・事業の削除 ・改正部分は下線の部分

大規模事業評価実施要領の一部改正新旧対照表

改正前				改正後					
別記1 関係				別記1 関係					
大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点				大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点					
農林水産部(農政)				農林水産部(農政)					
対象事業	・土地改良総合整備事業(担い手育成型)			対象事業	・土地改良総合整備事業				
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考	評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (25点)	(1)水田の生産性(市町村) (15点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)	15 11.25 7.5 3.75	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上	必 要 性 (25点)	(1)水田の生産性(市町村) (15点)	・特に優(3項目以上該当) ・優(2項目該当) ・平均的(1項目該当) ・劣(該当なし)	15 11.25 7.5 3.75	①1等米比率が県平均以上、②米の単収が県平均以上、③経営体の水田耕地利用率が県平均以上、④水田経営体のうち認定農業者の割合が県平均以上
	(2)地区担い手の農地集積目標 (10点)	・65%以上 ・65%未満～55%以上 ・55%未満～45%以上 ・45%未満～35%以上 ・35%未満	10 8 6 4 2			(2)地区担い手の農地集積目標 (10点)	・65%以上 ・65%未満～55%以上 ・55%未満～45%以上 ・45%未満～35%以上 ・35%未満	10 8 6 4 2	
重 要 性 (15点)	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営体強化促進法と整合が図られている(育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、⑤事業管理計画に記載されている	重 要 性 (15点)	(1)地域振興計画等との整合性 (5点)	・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当 ・該当なし	5 3.75 2.5 1.25 0	①市町村発展計画に記載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営体強化促進法と整合が図られている(育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、⑤事業管理計画に記載されている
	(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満	10 8 6 4 2			(2)中心経営体に占める認定農業者の割合(市町村) (10点)	・85%以上 ・75%以上～85%未満 ・65%以上～75%未満 ・55%以上～65%未満 ・55%未満	10 8 6 4 2	
緊 急 性 (20点)	(1)関連事業の有無 (10点)	・あり(重要) ・あり(普通) ・なし	10 5 0	・あり(重要):2事業以上又は他省庁事業が関連事業として位置付けられている ・あり(普通):併せ事業等が位置付けられている	緊 急 性 (20点)	(1)関連事業の有無 (10点)	・あり(重要) ・あり(普通) ・なし	10 5 0	・あり(重要):2事業以上又は他省庁事業が関連事業として位置付けられている ・あり(普通):併せ事業等が位置付けられている
	(2)営業上の緊急性 (10点)	・5項目以上該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし	10 6.66 3.33 0			(2)営業上の緊急性 (10点)	・5項目以上該当 ・3～4項目該当 ・1～2項目該当 ・該当項目なし	10 6.66 3.33 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満	10 7.5 5 2.5 0		効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (10点)	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)10aあたり事業費 (10点)	・900千円未満 ・900千円以上～1,100千円未満 ・1,100千円以上～1,300千円未満 ・1,300千円以上～1,500千円未満 ・1,500千円以上	10 8 6 4 2			(2)10aあたり事業費 (10点)	・900千円未満 ・900千円以上～1,100千円未満 ・1,100千円以上～1,300千円未満 ・1,300千円以上～1,500千円未満 ・1,500千円以上	10 8 6 4 2	
熟 度 (20点)	(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満	10 7.5 5 2.5 0		熟 度 (20点)	(1)同意率 (10点)	・99%以上 ・94%以上～99%未満 ・91%以上～94%未満 ・2/3以上～91%未満 ・2/3未満	10 7.5 5 2.5 0	
	(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0			(2)推進組織の活動状況 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	
	(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0			(3)市町村の支援体制 (5点)	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・劣る ・大いに劣る	5 3.75 2.5 1.25 0	
計(100点)					計(100点)				

備考 ・事業の名称変更 ・改正部分は下線の部分

大規模事業評価実施要領の一部改正新旧対照表

改正前

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点		県土整備部(道路)		
対象事業	評価指標	区 分	配点	
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	+現況幅員<規定値-2m	5	
		+現況幅員<規定値-1m	4	
		+現況幅員<規定値	3	
		+現況幅員<規定値	0	
		(2)曲線半径 (5点)	+現況半径<10m/小曲小値	5
			+現況半径<10m/h規定値	4
			+現況半径<規定値	3
			+現況半径<規定値	0
(3)縦断勾配 (5点)	+現況勾配>10m/h特例値	5		
	+現況勾配>10m/h規定値	4		
	+現況勾配>規定値	3		
	+現況勾配>規定値	0		
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に: +1項目以上該当 +該当なし	3 0		
(5)混雑度 (2点)	+現況混雑度≧1.0 +現況混雑度<1.0	2 0		
(6)定時性 (2点)	+10km/h以上 +5km/h以上10km/h未満 +5km/h未満	2 1 0		
(7)事故率 (3点)	+50件/暦年 [※] 以上 +履歴あり +履歴なし	3 1 0		
(8)過疎地域の振興 (5点)	+過疎市町村かつ山村振興地域 +過疎市町村かつ山村振興地域 +過疎市町村 +過疎市町村または山村振興地域 +上記以外の地域	5 4 3 2 0		
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	+地域高規格道路、交通促進型広域道路、高規格幹線道路と一体となった整備	15	
		+緊急輸送道路かつ地域形成型広域道路、広域振興型幹線道路	12	
		+緊急輸送道路、地域形成型広域道路、広域振興型主要都市連絡道路	9	
		+広域振興型主要都市へのアクセス、広域振興型主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外	3	
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に: +4項目以上該当 +3項目該当 +2項目該当 +1項目該当、該当無し 産業振興 +物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 +製造業支援・観光支援 生活支援 +緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 +交通拠点アクセス向上・通勤通学路の安全性向上 +地域の命を守るためのアクセス・防災型 +幹線などの冬の安全性、走行性確保 +併設道路	15 12 9 0		
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	+あり +なし	5 0	
	(2)取水区域、主要流通ポイント、老朽橋、交通不能区画、通行危険箇所等 (5点)	+あり +なし	5 0	
	(3)10km以内に迂回道路 (5点)	+なし +あり	5 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	+3.5B/C	20	
		+1.5B/C<3.0	18	
		+1.0B/C<1.5	15	
		+0.5B/C<1.0	7	
		+B/C<0.6	0	
熟 度 (5点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	+90%以上 +30%以上60%未満 +0%を越え30%未満 +0%	3 2 1 0	
		(2)地元要望 (2点)	+あり +なし	2 0
計(100点)				

※ 計画可能な受益項目について
 ・ 国のマニュアルの3便宜(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。
 ・ その他、箇所毎に計測する3便宜(経路改善、通行危険箇所解消、高度化等通行不能区画解消、大型車れ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計画可能なものは便宜として計上。
 ・ しかしながら、全ての便宜項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計画可能な受益項目のみのB/Cとしているもの。

(参考) 総合評価時に参考とする修正費用便益比について
 総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。
 修正費用便益比： 前年度水準や物価変動を考慮し、買収を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比
 地域修正係数の値： 買収=1.35、買収=1.48、買収=1.615、買収=1.74

改正後

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点		県土整備部(道路)		
対象事業	評価指標	区 分	配点	
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	+現況幅員<規定値-2m	5	
		+現況幅員<規定値-1m	4	
		+現況幅員<規定値	3	
		+現況幅員<規定値	0	
		(2)曲線半径 (5点)	+現況半径<10m/小曲小値	5
			+現況半径<10m/h規定値	4
			+現況半径<規定値	3
			+現況半径<規定値	0
(3)縦断勾配 (5点)	+現況勾配>10m/h特例値	5		
	+現況勾配>10m/h規定値	4		
	+現況勾配>規定値	3		
	+現況勾配>規定値	0		
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に: +1項目以上該当 +該当なし	3 0		
(5)混雑度 (2点)	+現況混雑度≧1.0 +現況混雑度<1.0	2 0		
(6)定時性 (2点)	+10km/h以上 +5km/h以上10km/h未満 +5km/h未満	2 1 0		
(7)事故率 (3点)	+50件/暦年 [※] 以上 +履歴あり +履歴なし	3 1 0		
(8)過疎地域の振興 (5点)	+過疎市町村かつ山村振興地域 +過疎市町村かつ山村振興地域 +過疎市町村 +過疎市町村または山村振興地域 +上記以外の地域	5 4 3 2 0		
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	+地域高規格道路、交通促進型広域道路、高規格幹線道路と一体となった整備	15	
		+緊急輸送道路かつ地域形成型広域道路、広域振興型幹線道路	12	
		+緊急輸送道路、地域形成型広域道路、広域振興型主要都市連絡道路	9	
		+広域振興型主要都市へのアクセス、広域振興型主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外	3	
(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に: +4項目以上該当 +3項目該当 +2項目該当 +1項目該当、該当無し 産業振興 +物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 +製造業支援・観光支援 生活支援 +緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 +交通拠点アクセス向上・通勤通学路の安全性向上 +地域の命を守るためのアクセス・防災型 +幹線などの冬の安全性、走行性確保 +併設道路	15 12 9 0		
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	+あり +なし	5 0	
	(2)取水区域、主要流通ポイント、老朽橋、交通不能区画、通行危険箇所等 (5点)	+あり +なし	5 0	
	(3)10km以内に迂回道路 (5点)	+なし +あり	5 0	
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	+3.5B/C	20	
		+1.5B/C<3.0	18	
		+1.0B/C<1.5	15	
		+0.5B/C<1.0	7	
		+B/C<0.6	0	
熟 度 (5点)	(1)用地取得の進捗状況 (3点)	+90%以上 +30%以上60%未満 +0%を越え30%未満 +0%	3 2 1 0	
		(2)地元要望 (2点)	+あり +なし	2 0
計(100点)				

※ 計画可能な受益項目について
 ・ 国のマニュアルの3便宜(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)は全箇所において計測。
 ・ その他、箇所毎に計測する3便宜(経路改善、通行危険箇所解消、高度化等通行不能区画解消、大型車れ違い困難解消、歩行快適性・安全性向上、公共施設等アクセス向上、救急病院等アクセス向上)についても計画可能なものは便宜として計上。
 ・ しかしながら、全ての便宜項目を網羅的に計測することは一般的には困難であり、計画可能な受益項目のみのB/Cとしているもの。

(参考) 総合評価時に参考とする修正費用便益比について
 総合評価時は、上記の費用便益比のほか、別途、地域間格差を考慮した修正費用便益比も参考とする。
 修正費用便益比： 前年度水準や物価変動を考慮し、買収を基準(1.0)とした地域別の地域修正係数を乗じて修正した費用便益比
 地域修正係数の値： 買収=1.407、買収=1.609、買収=1.635、買収=1.724

備考 ・ 地域修正係数の値の修正 ・ 改正部分は下線の部分

大規模事業評価実施要領の一部改正新旧対照表

改正前				改正後					
別記1 関係				別記1 関係					
大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点 県土整備部(道路)				大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点 県土整備部(道路)					
対象事業	評価項目	区分	配点	備 考	対象事業	評価項目	区分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1) 車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	(1) 車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	
		・現況幅員<規定値-1m	4			・現況幅員<規定値-1m	4		
		・現況幅員<規定値	3			・現況幅員<規定値	3		
		・現況幅員≧規定値	0			・現況幅員≧規定値	0		
	(2) 曲線半径 (5点)	・規定半径<100m/幅小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・幅小値、規定値は道路構造令による。	(2) 曲線半径 (5点)	・規定半径<100m/幅小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・幅小値、規定値は道路構造令による。	
		・規定半径<100m/幅大値	4			・規定半径<100m/幅大値	4		
		・規定半径≧規定値	0			・規定半径≧規定値	0		
	(3) 縦断勾配 (5点)	・規定勾配>10‰/特殊値	5	・勾配は急急断勾配とする。 ・規定値、特殊値は道路構造令による。	(3) 縦断勾配 (5点)	・規定勾配>10‰/特殊値	5	・勾配は急急断勾配とする。 ・規定値、特殊値は道路構造令による。	
		・規定勾配>10‰/規定値	4			・規定勾配>10‰/規定値	4		
	(4) 歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・1項目なし	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連綿地域である ・道路・歩道に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	3	(4) 歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・1項目なし	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連綿地域である ・道路・歩道に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	3	
0				0					
(5) 沿道度 (2点)	・現況沿道度≧10	2	道路交通センサス	(5) 沿道度 (2点)	・現況沿道度≧10	2	道路交通センサス		
	・現況沿道度<10	0			・現況沿道度<10	0			
(6) 定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実際の旅行速度(秋)―旅行速度(冬)により求める。	(6) 定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実際の旅行速度(秋)―旅行速度(冬)により求める。		
	・50m/h以上10km/h未満	1			・50m/h未満	0			
(7) 事故率 (3点)	・50件/箇所以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする	(7) 事故率 (3点)	・50件/箇所以上	3	・過去3か年の人身事故を対象とする		
	・発生あり	1			・発生なし	0			
(8) 沿道地域等の振興 (5点)	・沿道部村かつ山村振興地域	4	・沿道部村かつ山村振興地域 ・沿道部村かつ山村振興地域 ・沿道部村 ・沿道部村または山村振興地域 ・上記以外の地域	(8) 沿道地域等の振興 (5点)	・沿道部村かつ山村振興地域	4	・沿道部村かつ山村振興地域 ・沿道部村かつ山村振興地域 ・沿道部村 ・沿道部村または山村振興地域 ・上記以外の地域		
	・沿道部村かつ山村振興地域	3			・沿道部村	2			
重 要 性 (20点)	(1) ネットワークの位置付け (5点)	・交通促進型広域道路、高規格幹線道路と一体となった整備、緊急輸送道路かつ地域形成型広域道路、広域振興圏関連道路	5	(1) ネットワークの位置付け (5点)	・交通促進型広域道路、高規格幹線道路と一体となった整備、緊急輸送道路かつ地域形成型広域道路、広域振興圏関連道路	5			
		・緊急輸送道路、地域形成型広域道路、広域振興圏主要幹線道路	4		・緊急輸送道路、地域形成型広域道路、広域振興圏主要幹線道路	4			
	・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市間連絡道路、市町村合併支援道路	2	・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市間連絡道路、市町村合併支援道路		2				
(2) 産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に、 ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し	産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 観光支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通施設アクセス向上・遊園地の安全性向上 ・地域の合意に基づいてロードサインシステム整備 ・幹道などの冬期の安全性、走行性確保 ・情報道路	15	(2) 産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に、 ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し	産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 観光支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通施設アクセス向上・遊園地の安全性向上 ・地域の合意に基づいてロードサインシステム整備 ・幹道などの冬期の安全性、走行性確保 ・情報道路	15		
			12				9	0	
緊 急 性 (15点)	(1) 関連事業の有無 (5点)	・あり	5	(1) 関連事業の有無 (15点)	・あり	5			
		・なし	0		・なし	0			
	(2) 冠水区間、主要沿道ポイント、歩道橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5		(2) 冠水区間、主要沿道ポイント、歩道橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5		
		・なし	0			・なし	0		
(3) 部分利用の有無 (2点)	・あり	2	(3) 部分利用の有無 (2点)	・あり	2				
	・なし	0		・なし	0				
(4) 10km以内に迂回道路 (3点)	・なし	3	(4) 10km以内に迂回道路 (3点)	・なし	3				
	・あり	0		・あり	0				
簡 単 性 (20点)	(1) 費用乗数比(B/ノC) (20点)	・3.0≦B/C	20	(1) 費用乗数比(B/ノC) (20点)	・3.0≦B/C	20			
		・1.5≦B/C<3.0	18		・1.5≦B/C<3.0	18			
(2) 地充要望 (12点)	・あり	12	(2) 地充要望 (12点)	・あり	12				
	・なし	0		・なし	0				
計(100点)				計(100点)	計(100点)				

備考 ・ 地域修正係数の値の修正 ・ 改正部分は下線の部分

大規模事業評価専門委員会から示された検討課題への対応案について

今年度の大規模事業評価専門委員会において、専門委員から示された課題及び対応案は以下のとおり。

課 題	対 応 案
<p>(第1回大規模事業評価専門委員会)</p> <p>再評価時のB/Cについて</p> <p>再評価時は、残事業B/Cで判断すべきものと考えられるため、評価調書の様式の変更も含め対応を検討いただきたい。</p>	<p>現在、国土交通省は残事業B/Cの考え方を導入しているが、農林水産省は全体B/Cで評価している状況にある。</p> <p>本県では、これまで効率性は全体B/Cで評価しており、残事業B/Cは専門委員会における審議の参考とするために、必要に応じて個別に算定してきたところ。</p> <p>今般、委員会からのご指摘を踏まえ、県の事業担当室課で構成するワーキンググループにおいて今後の対応について検討を進めてきたところであるが、農林水産省所管事業の取り扱い等について更に研究が必要であることから、引き続き検討を進め、専門委員会に対応案等をお示ししたい。</p>

平成 31 (2019) 年度大規模事業評価専門委員会の開催スケジュール (案)

1. 審議案件 (予定) 【3件】

- ① 盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業【文化スポーツ部】
(施設 事前評価・基本構想 後) <盛岡市>
- ② 盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業【文化スポーツ部】
(施設 事前評価・基本設計 後) <盛岡市>
- ③ 釜石祥雲支援学校整備事業【教育委員会】
(施設 事前評価・基本設計後) <釜石市>

※事前評価や随時再評価の必要が生じた事業があった場合には、上記案件以外にも審議をお願いすることがあります。

2. 報告案件 (予定)

港湾改修事業【県土整備部】
(公共 事後評価) <岩泉町>

3. 年間スケジュール (予定)

時 期	専門委員会等の内容	備 考
6 月	第 1 回専門委員会 (審議)	諮問審議 パブリックコメントの実施
7 月	第 2 回専門委員会 (現地調査)	継続審議
8 月	第 3 回専門委員会 (審議)	継続審議
9 月	第 4 回専門委員会 (審議)	答申案の審議、事後評価報告
10 月	第 5 回専門委員会 (審議)	諮問審議 パブリックコメントの実施
11 月	第 6 回専門委員会 (現地調査)	継続審議
12 月	第 7 回専門委員会 (審議)	継続審議
1 月	第 8 回専門委員会 (審議)	答申案の審議
2 月	第 9 回専門委員会 (審議)	翌年度スケジュール等

※例年の基本的なスケジュールを元に作成した予定であり、審議等の進捗状況に応じて、次期及び審議回数は増減する場合があります。

※対象事業の基本構想策定や基本設計実施の状況を踏まえ、日程を調整する予定です。